



各 位

2025年2月26日

会 社 名： 湖北工業株式会社  
代 表 者 名： 代表取締役社長 石井 太  
(コード番号：6524 東証スタンダード)  
問 合 せ 先： 取締役執行役員 経理部部長 上原邦生  
(TEL：0749-85-3211)

**自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け  
並びに自己株式の消却に関するお知らせ**

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに同法第178条の規定に基づく自己株式の消却）

当社は、2025年2月26日付の会社法第370条および当社定款に基づく電磁的記録での決議による当社取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議すると共に、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の中で、2025年2月12日に開示しました中期経営計画において ROIC や ROE といった資本効率に関する目標値（2027年12月期目標 ROIC：16%、ROE：18%）や、配当性向に関する目標（連結配当性向30%を目標、DOE：3%以上を基準）を定めています。今般、機動的な資本政策として、更に株主還元を充実させ、資本効率の向上を図ることで企業価値を向上させていくことを目的として、自己株式の取得及び消却を行うことといたしました。

2. 取得の方法

本日（2025年2月26日）の終値2,264円で、2025年2月27日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません）。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,200,000株（上限） （発行済株式数（自己株式を除く）に対する割合4.45%）
(3) 株式の取得価額の総額	2,716,800,000円（上限）
(4) 取得結果の公表	2025年2月27日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

#### 4. 支配株主との取引に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方針に関する指針への適合状況

本自己株式取得（以下、本取引）は、当社の支配株主である代表取締役社長石井太氏が売り手として参加することを予定したものであるため、本取引は支配株主との取引等に該当します。

当社が2024年3月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下の通りです。

「当社と支配株主との間に取引関係はありませんが、今後支配株主との取引が発生する場合は、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置し、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討を行い、少数株主の利益を害することがないように対応いたします。」

本取引は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、取得日前日の株価終値にて本取引を行う予定であります。

また、利益相反を回避するための措置として、2025年2月19日に「独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会」において、本取引が当社少数株主にとって不利益な取引とならないかについて審議を行っており、また、利害関係を有する取締役である石井太氏を除いた取締役のみに対し本取引に関する詳細説明を行った上で本取引の議案を電磁的記録での決議を行っております。

##### (3) 当該取引等の決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本取引に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない独立社外取締役である栗山裕功氏、西村猛氏、澤木聖子氏、並びに独立社外監査役である中村正哉氏で構成される特別委員会より、2025年2月19日に、本取引の決定は、以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見が記載された答申書を得ております。

- ① 本取引に基づく自己株式の取得は、資本効率の向上を図るとともに株主還元を柔軟に実施するものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があって実施されるものではない。
- ② 本取引に基づく自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する取締役である石井太氏を除いた取締役のみで実施される予定であることから、意思決定過程の公正性の確保及び利益相反を回避するための措置が取られている。
- ③ 本取引には、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用されることから、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられるため、取引条件の公平性が確保されている。

#### 5. 消却の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の数	1,000,000株
(3) 消却予定日	2025年3月31日